令和８年度健康づくり推進キャンペーン実施委託業務プロポーザル審査要領

令和８年度健康づくり推進キャンペーン実施委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

１　審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

（１）　別途定める「令和８年度健康づくり推進キャンペーン実施委託業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者

（２）　実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

（３）　実施要領により、適正に書類を作成した参加者

２　審査の項目及び点数

総合点数は500点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

（１）	基本的な考え方	（ 50点）
（２）	高知家健康パスポートの継続利用者拡大	（225点）
（３）	高知家健康パスポートを活用した事業所ごとの健康づくり促進と市町村ごとの健康づくり事業支援	（115点）
（４）	独自提案	（ 50点）
（５）	実施体制	（ 25点）
（６）	県が推進する施策への取組	（ 10点）
（７）	経費見積	（ 25点）

３　審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

（１）　日時、場所

令和８年３月24日（火）13:30～（予定）

高知県民文化ホール　第３多目的室（高知市本町４丁目３－30）

（２）　プレゼンテーション

ア　プレゼンテーションの時間と順番は別途お知らせします。

イ　各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

４　審査の方法

（１）　審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

（２）　各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。

（３）　すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。

（４）　審査の結果、最高点の者が同点で２者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

（５）上記（３）、（４）にかかわらず、合計得点が最低基準点（300点）を下回る場合は、候補者又は次点者として選定しません。

別紙

審査基準

番号	審査の項目	審査の視点	配点	合計
１	基本的な考え方	「高知家健康パスポート事業」のコンセプトや、本業務のねらいを十分理解しているか。	50 点	50 点
２	高知家健康パスポートの継続利用者拡大	男性の利用者及びアクティブユーザー数の増加を目的とした業務について具体的に提案されているか。	125 点	225 点
		「高知家健康チャレンジ」等の健康づくりに係る他の県事業や市町村及び事業所等と連携したアプリイベントの開催・運営について具体的に提案されているか。	50 点	
		健康パスポート事業の仕組みや魅力に関する利用者の理解度向上に係る業務について具体的に提案されているか。	25 点	
		より魅力的になるような独自提案が盛り込まれているか。	25 点	
３	高知家健康パスポートを活用した事業所ごとの健康づくり促進と市町村ごとの健康づくり事業支援	職場の健康づくりに取り組む事業所の増加を目的とした業務の内容が具体的に提案されているか。	65 点	115 点
		健康パスポートを活用した市町村独自の健康づくりに係る取組支援業務について具体的に提案されているか。	25 点	
		より魅力的になるような独自提案が盛り込まれているか。	25 点	
４	独自提案	本業務の効果をさらに高める工夫があるか。	50 点	50 点
５	実施体制	業務に応じた専門的な人材が配置され、円滑に業務を遂行できるか。	25 点	25 点
６	県が推進する施策への取組	「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか。	10 点	10 点
７	経費見積	予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか。	25 点	25 点
	合計			500 点